

## 平成29年度東郷町ボランティア・町民活動団体助成事業実施要綱

### 1 目的

この要綱は、社会福祉法人東郷町社会福祉協議会（以下、「本会」という）が、東郷町におけるボランティア・町民活動の発展と、共同募金への理解の拡大を目的に、平成29年度愛知県共同募金会モデル事業における共同募金の配分金の一部を財源として公募で行う助成事業について必要な事項を定める。

### 2 実施主体

この事業の実施主体は本会及び東郷町共同募金委員会とする。

### 3 助成金の対象

助成金の交付対象は、本会ボランティアセンター若しくは東郷町民活動センターに登録のある団体又は東郷町若しくは本会の補助団体であって、かつ次の各号の条件を全て満たすものとし、1団体1事業とする。

- (1) 規約その他これに類するものを持ち、東郷町内において継続的にボランティア活動又は町民活動を行う団体
- (2) 構成員の5名以上が東郷町民で構成されている団体
- (3) 設立後継続的に1年以上活動している団体
- (4) 町民による自主的で営利を目的としない公益的な活動であって、その活動が宗教・政治に関するものではない団体
- (5) その他本会会長が認めた団体

### 4 助成金の交付対象とする事業

助成金の交付対象とする事業は、地域福祉の視点から「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」を目指す事業で、助成金の交付決定の日からその属する年度の末日までの期間において実施するもので、次に掲げる要件を満たす事業とする。ただし、第4号の規定により対象とならない事業であっても、事業内容が本事業の主旨に合致するものはその助成金額の一部を減額し対象となる場合があるものとする。

- (1) 地域住民を対象とし、住民の福祉意識を高める事業
- (2) 活動の発展のために必要な資機材の購入事業
- (3) 同一内容での申請が2回までの事業
- (4) 本会以外から助成の対象とならない事業

## 5 交付対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下、「対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち、別表1に定めるものとする。

## 6 助成金額等

助成金の交付限度額は、1 団体につき最高 7 万円とし、その助成回数は年 1 回とする。

## 7 助成対象団体の募集

助成対象団体の募集は、公募により行う。

## 8 審査

審査は、次の第 1 次審査から第 3 次審査までとし、審査基準については、本会会長が別に定める。

- (1) 第 1 次審査 書類選考
- (2) 第 2 次審査 公開プレゼンテーション
- (3) 第 3 次審査 助成額の査定

## 9 審査員

審査員は、次の者で構成し、本会会長により審査員長を選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本会理事及び評議員又は東郷町共同募金委員会運営委員
- (3) その他本会会長が認めた者

## 10 審査会

審査会は次の審査員により、会長が別に定める審査要領に従い審査をする。ただし、第 3 次審査は非公開とする。

- (1) 第 1 次審査 審査員長、本会会長及び常務理事
- (2) 第 2 次審査 全審査員
- (3) 第 3 次審査 全審査員

## 11 申請手続き

助成金の交付を受けようとする団体（以下、「申請団体」という。）は、「東郷町ボランティア・町民活動団体助成事業申請書」を本会会長に提出する。

## 12 審査結果通知並びに助成決定通知

- (1) 本会会長は、第 1 次審査の結果を審査結果通知書により申請団体に通知する。
- (2) 第 2 次・第 3 次審査の結果は、審査会場にて公表するとともに、後日文書にて通知する。

## 13 事業報告

助成を受けた団体は、事業終了後 1 か月以内に「事業報告書」を本会会長へ提出しなければならない。

## 14 助成金の返還

本会会長は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、助成金の金額、又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 本実施要綱の規定に違反したとき

## 15 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

別表 1

■対象経費

費 用	説 明
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費など
旅費	交通費、通行料など
需用費	文具費、印刷製本費など
役務費	郵便料、通信料、保険料など
使用料	会場使用料など
備品購入費	更なる活動発展に必要な備品など
人件費	対象事業に直接かかる人件費に限る
賃借料	車両・機械などの賃借料など。事務所借上げ料については、事務所などが対象事業の直接サービスの提供場所となる場合に限る。
その他	上記以外の経費で、社協会長が認めるもの

※対象外経費

- ①会員の互助、またはそれに類する目的にかかる事業及び飲食費
- ②不動産の購入や光熱費等団体の経常運営にかかる経費
- ③その他、事務経費として不相当と本会会長が判断した経費

様式1

平成29年度東郷町ボランティア・町民活動助成事業申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会長 様

申請者 団体名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

関係書類を添え、下記のとおり交付申請します。

記

事業名		
事業の 概要	ねらい	
	実施時期	
	実施内容	
	期待される効果	

助成希望額	円
-------	---

様式2

事業収支予算書（申請事業分のみ）

【収入の部】

項目	金額	説明
本助成金		
自己資金		
参加者負担金		
その他		
収入合計		

【支出の部】（申請事業分のみ）

項目	金額	説明（具体的に）
教材費		
宣伝費		
支出合計		

団体概要	設立年月日		団体構成員	名（内、町民 名）
	活動目的			
	活動内容			
連絡先	担当者氏名			
	住所			
	TEL		FAX	
	e-mail		HPアドレス	

\*添付書類

- (1) 団体の概要がわかる資料・パンフレット等
- (2) 事業計画
- (3) 会則、規約
- (4) 会員名簿（住所の分かるもの）

様式3

平成29年度東郷町ボランティア・町民活動助成事業報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会長 様

申請者 団体名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

関係書類を添え、下記のとおり報告します。  
記

事業名		
事業の実績 及び効果	実施期日	
	実施場所	
	実施内容	
	成果	
	目的達成度 (自己評価)	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 (達成できた) (達成できなかった)

様式4

事業収支決算書（申請事業分のみ）

【収入の部】

項目	金額	説明
本助成金		
自己資金		
参加者負担金		
その他		
収入合計		

【支出の部】（申請事業分のみ）

項目	金額	説明（具体的に）
支出合計		

\* 本事業のチラシ・写真等、事業内容が分かるものを必ず添付してください。

\* 支出の分かる領収書のコピーを必ず添付してください。

○寄附者へのありがとうメッセージ（200文字以内）

共同募金にご協力をいただいた町民への感謝とお礼を込めて、助成金が役立っていること、助成金によってできたことなどを記載してください。

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
---